

守山市告示第 409 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能であるため、地方税法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、守山市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 30 日

守山市長 森 中 高 史



種類	税目	年度	期別	納税義務者の氏名および住所
納税通知書	国民健康保険税	7	随5月	NGUYEN CONG KHANH 滋賀県守山市小島町 1 4 3 2 番地 ベルフォーレ 1 0 8 号
納税通知書	国民健康保険税	8	1 ～ 2 期	榎 進也 滋賀県蒲生郡日野町北脇 4 3 9 - 1
納税通知書	国民健康保険税	8	1 ～ 10 期	土本 愛美 滋賀県守山市守山三丁目 1 6 番 6 - 1 0 1 号
納税通知書	国民健康保険税	8	1 ～ 10 期	三上 久雄 滋賀県守山市小島町 9 3 0 番地 6 フラッツ守山 3 0 1 号
納税通知書	国民健康保険税	8	1 ～ 10 期	山口 乃智 滋賀県守山市守山二丁目 9 番 8 号
納税通知書	国民健康保険税	8	1 ～ 10 期	佐藤 萌流 滋賀県守山市守山二丁目 1 0 番 9 - 1 0 6 号
納税通知書	国民健康保険税	8	1 ～ 10 期	田中 義彦 滋賀県守山市下之郷一丁目 8 番 2 2 - 1 0 3 号